

## 第1章 経済自由化政策と海外投資の急増

|          |  |
|----------|--|
| 著者       | 伊藤 正二  |
| 権利       | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア<br>経済研究所 / Institute of Developing<br>Economies, Japan External Trade Organization<br>(IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a> |
| シリーズタイトル | アジ研トピックリポート  |
| シリーズ番号   | 8  |
| 雑誌名      | いまインド経済は 経済自由化の成果と問題点  |
| ページ      | 5-12   |
| 発行年      | 1995   |
| 出版者      | アジア経済研究所   |
| URL      | <a href="http://hdl.handle.net/2344/00009774">http://hdl.handle.net/2344/00009774</a>  |

## 第1章 経済自由化政策と海外投資の急増

本章では、1991年以降の新産業政策の展開を概説し、これに伴ってインド独立以来、初めて活発化する海外からの直接投資の動向を紹介する。

### 1. 自由化政策の急展開

インドは91年7月に独立以来最大の経済政策の転換を行った。少数与党に支持されて成立したばかりの弱体なラオ政権が構造調整政策＝新経済政策に転換したのであった。政策転換の直接の引き金は、湾岸戦争にともなう国際収支危機であったが、IMFによる救済措置とセットになった構造調整政策の受け入れによって、インドは1950年代半ばに構築した混合経済体制からの全面的転換をはかることになった。

#### (1) 新産業政策の内容

転換の序曲は、7月1日と3日とたて続けに実施されたルピーの大幅な切り下げ措置であった。これにすぐに続けて、厳格だった貿易・産業規制の自由化、赤字財政の削減、種々の補助金の廃止・削減、外国投資規制・制限のかなり思い切った自由化などをあいついで実施した。

すなわち、7月4日には新貿易政策を発表した。その内容は、(1)貿易の自由化方針を宣言、3年以内に資本財・中間財輸入を自由化する、(2)輸出補助金(CCS)を廃止する、(3)補填輸入権利書(REP)を廃止し、新たに輸入権利書(EXIM-SCRIP)を導入する、(4)3～5年以内にルピーの交換性回復をめざす、という画期的なものであった。

7月24日に提出が遅れていた当年度連邦本予算案を国会へ提出した。その内容は、(1)財政赤字の対GDP比を6.5%へ引き下げ、(2)輸出補助金・砂糖補助金の廃絶・肥料補助金の削減、国防費の実質切り詰め、(3)ガソリン、LPGの価格20%引き上げ、というものであった。

同日、新産業政策が発表された。その内容は、

- (1) 公共部門だけが投資できる業種数をこれまでの17から8業種(石炭、石油、鉄鉱石、非鉄鉱石、核鉱石、国防品、原子力産業、鉄道)へ縮小、

- (2) 一部優良公企業の株の一部を対民間売却、
- (3) 18の業種（危険物・公害的・奢侈的〔自動車や、洗濯機・冷蔵庫・エアコンなどのいわゆる白物家電品など〕業種。これらは製造業GDPの約2割を占める）を除き工業ライセンスを撤廃、
- (4) 独禁法を改訂し、財閥拡大を規制する条項を廃止、
- (5) 34の高度優先業種（これらは製造業GDPの約5割を占める）においては、外資参加率51%（現行40%）までは自動認可、一定のシーリング内で技術提携の自動認可、といった画期的なものであった。

以上で今日の新経済政策の基本枠が定まった。この路線は、92年以降にも、政治的事件（92年12月以降のアヨーディヤー暴動など）や、いくつかの中間選挙時の「大判振る舞い」による財政の放漫化などによって、一時的な後退をみることはあったけれども、その後も踏襲され、慎重だが着実に実行された。

## (2) 工業ライセンス自由化

すなわち、まず工業ライセンス、資本発行規制の政策をみると、92年5月29日、資本発行についての政府規制を廃絶する大統領令を発令した。12月7日、政府は新繊維令を発令し、繊維産業での工業ライセンスを廃止した。93年3月5日に、新国家鉱業政策（NMP）を発表した。その内容は(1)鉱業（石油、ウラニウム、石炭を除く）を民間部門に開放、(2)外資参加率は原則50%まで（ただしケースバイケースで多数支配）を認める、というものであった。4月14日、乗用車、白物家電品、皮革製品（条件付き）の工業ライセンス自由化を行った。94年9月15日には、新薬剤政策を発表し、(1)遺伝子工学による薬剤を除いて工業ライセンスを撤廃、(2)価格統制品目を現行142品（総売上高に占めるシェアは70%）から73品（同50%）へ減少、(3)価格統制品目を年々見直す。基準は販売量の多いもの、寡占的であるもの、(4)外資参加率を現行40%から51%へ引き上げ、ケースバイケースで51%超を認める、(5)技術移転は自動認可、(6)公共部門の独占品目を15品から5品へ縮小、というものであった。

## (3) 外資規制の緩和

外資政策についてみると、91年7月30日には電力生産に100%外資参加を認める閣議決定をおこなった。8月29日には天然ガスの探査・開発を外資に開放する決定を行った。

10月28日には、ケースバイケースで、外資・在外インド人（NR I）に100%出資による進出を認める決定を行った。92年1月、これまで禁止されていた外国のブランド名の使用を認めた。2月、高度優先産業に属する既存企業の株を外資が51%まで買い増しすることを承認した。4月、ソフトウェア産業も高度優先産業に入れ、外資51%参加を自動承認することとした。6月、ホテル・観光業、工業用合成ダイヤ、TVブラウン管、印刷機械、光ファイバーが、高度優先産業に入れられた。同6月、電力業において外資参加率100%を認めることを再確認した。7月3日、製油プロジェクトに内・外の民間資本が26%まで参加することを認めた。生産分与方式での外資の油田・ガス田開発への参加を認めた。93年3月には、上述したように、石油・ウラン・石炭以外の鉱業に外資50%までの進出を認めた。最近では94年10月11日、ビール業に100%外資出資を認める方針を決定した。

#### (4) ルピーの交換性回復

外為政策については、著しい進展があった。92年3月1日、ルピーの部分フロート制（L E R M S制度。取得外貨の40%は政府が公定レートで買い上げ、残りは市場で自由取引）へ移行した。93年3月2日、ルピーが完全フロート制に移行した。にもかかわらず、平価は安定を維持した。94年3月1日、経常勘定の外貨取引を大部分自由化した。たとえば、一般の海外旅行者の外貨持ち出し限度額は現行の「3年間で一人500ドル」から、「1年間一人2000ドル」へと緩和された。そしてついに8月19日、ルピーの経常取引がほぼ完全に交換性を回復し、インドはIMF 8条国移行（20日から）をIMFに通告した（通告だけで移行できる）。

貿易規制については、その後緩慢ながら着実に資本財・中間財の輸入制限の解除、輸入関税率の引き下げなどを実施してきた。92年1月16日、鉄鋼の価格統制を撤廃し、かつ鉄鋼の輸入関税率の引き下げを行った。94年2月28日上程の94年度連邦予算案では輸入関税率の一層の引き下げ（特に資本財で）を行った。最高関税率を現行85%から65%へ引き下げ、平均実効関税率は現行47%から33%へ低下した。関税率の引き下げは引き続いて取り組まれている課題でもある。94年7月10日には、耐久消費財・石油製品・電子機器11品目の輸入自由化を行い、初めて消費財分野でも輸入の自由化が着手された。

以上のように、ラオ政権はこれまでのインドでは考えられないよう急激な政策転換を行い、その結果IMF・世銀から巨額の貸付を受けることができ、急速に外貨ポジションが安定化した。また財政支出の切り詰めも、世銀の設定した目標値には及ばないものの、一

定の成果を収めた。それに伴い二桁インフレの一桁化にも、おおむね成功した（国際収支、財政、物価についての詳細は第2章参照）。

以上のほかに、公企業改革、小規模工業の公正な育成政策などが重要な産業政策上の課題である。とくに前者は余剰の労働者をどのように処理するかといった、困難で深刻な課題を含んでいるので、経済改革のなかでも最も進展の遅れた分野になっている。

## 2. 新産業政策の成果 — 活発な内外企業の投資活動

新産業政策の成果を、工業生産動向、企業・創業活動、海外直接投資の動向という三つの側面について検討しよう。

### (1) 上向きに転じつつある工業生産

91年の構造調整政策の導入後、工業生産動向は2年の間停滞気味であって、それを工業生産指数で見ると、92/93年度には対前年度比1.8%増、93/94年度には同1.6%増であった。しかし、ようやく94年から目に見えた形で新経済政策は工業生産面でも良好な成果を上げ始めた。とくに、自動車、AV機器などの耐久消費財と工作機械の生産が非常に好調である。そのため、E I U（イギリスのシンクタンク）の予想では、94/95年度の工業生産指数は5.0%へ上昇するものとされている。より最新の予測では、一般に、これを上方修正し、5.5%としている。継続的な輸入関税の切り下げにもかかわらず、このように工業生産が活況を呈し始めたことは、インド工業の国際競争力が底力を持っていることを明示している。

### 小規模工業の動向

従来大中規模工業よりも急速に発展してきた小規模工業は、新経済政策のもとでもさらに活発な生産活動（および輸出）を行っている。すなわち、次表のように91/92年度以降も二桁の高度成長を維持している。また、C I I（インド工業連盟）の第7回小規模工業業況調査（278社の見解調査）によると、支配的見解は、94年10月以降1年間に10～15%のインフレが進行するも、利益率には影響がない、と観測している。そしてかつてないほどにコスト意識が高まっているとされる。（The Statesman紙, 17 Sep., 1994）

表1 小規模工業の発展

| 年 度          | 生産額（億ルピー）   | 輸出額（億ルピー）  | 雇用数（万人）    |
|--------------|-------------|------------|------------|
| 1989/90      | 13,232 [24] | 763 [39]   | 1,106 [-2] |
| 1990/91      | 15,534 [17] | 966 [27]   | 1,253 [13] |
| 1991/92      | 17,870 [15] | 1,388 [44] | 1,298 [4]  |
| 1992/93      | 20,930 [17] | 1,779 [28] | 1,341 [3]  |
| 1993/94(暫定値) | 23,653 [13] | 2,400 [35] | 1,394 [4]  |

(出所) The Economic Times紙, 17 Sep., 1994.

(注) [ ]内は対前年度比増(%)。

## (2) 相次ぐ企業創設と設備投資

インドの強味の一つは、旧ソ連や後発途上国とちがって、大小さまざまな企業家多数が経済の自由化以前から活躍してきたことである。彼らは新しい政策の枠組みに活発に反応して、旺盛な起業と設備投資を手がけている。しばしば誤解されている向きもあるが、インドでは「市場経済化」が問題なのではなく、すでに存在する「市場経済の活性化」が問題なのである。

まず、株式会社の新設の数値から最近の動向をみると、インドでは年度平均2万数千の新会社が設立されている。すなわち、91/92年度には2万6145社、92/93年度には2万5511社、93/94年度（2月まで）には2万6534社が新設された。（なお、94年2月現在、総会社数は30万2000社弱で、うち公開会社は3万7300社、非公開会社は26万5000社弱である。またそれらのうち、公企業は1208社である。払込資本金でみると<93年12月現在>公企業は会社全体の9709億ルピーのうち63%を占め圧倒的である。[以上はThe Economic Times, 20 Sep., 1994による]）。

インド準備銀行の推計では、大中規模の企業（正確にいうと、政府関係開発金融機関にアプローチして長期金融を認可された企業）は93/94年度に前年度より名目で20.7%増（実質でも14.7%増）の設備投資を行った。94/95年度では自己資金、長期借り入れ資金、債券市場での資本調達を含めて計6500～8000億ルピーの投資を行う模様で、対前年度比名目で15.5%増（実質で10%増）の投資を行うであろうことが予想できるとしている（The Economic Times, 27 Aug., 1994）。

国内外での資本市場へのアクセスが自由化されたため、企業とくに民間企業の資本調達が内外の資本市場から活発に行われるところとなった。民間企業がインド証券市場から調達した資金は、91/92年度以降ほぼ倍々のペースで増加してきた。その上、海外からの直

接・間接投資は91/92年度に1.48億ドル（全部直接投資）であったものが、93/94年度には47.15億ドル（うち直接投資は6億ドル）へと急上昇した。

### (3) 急増する海外直接投資

#### 全体の動向

インド経済の対外開放、政府による外資の積極的な誘致政策などによって、91年以降、アメリカを始めとして先進諸国からの直接・間接投資が急上昇を始めた。それは次の表から明かである。ただし、数値は認可ベースであり、実行ベースはこの5分の1から4分の1であることにも注意したい。

表2 海外からの直接投資（承認ベース）

（単位：億ルピー）

|             | 1991  | 1992   | 1993   | 1994*  | 合計*     |
|-------------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 1. アメリカ     | 18.58 | 123.15 | 346.19 | 98.72  | 586.6   |
| 2. スイス      | 3.55  | 68.98  | 40.95  | 1.95   | 117.2   |
| 3. 日本       | 5.27  | 61.02  | 25.74  | 6.83   | 98.8    |
| 4. イギリス     | 3.21  | 11.77  | 40.44  | 19.01  | 96.3    |
| 5. ドイツ      | 4.18  | 8.63   | 17.59  | 32.08  | 62.5    |
| 6. オランダ     | 5.69  | 9.68   | 32.17  | 8.00   | 55.5    |
| 7. オマーン     | 0.00  | 0.00   | 54.30  | 0.16   | 54.5    |
| 8. アラブ首長国   | 0.22  | 0.65   | 40.44  | 4.79   | 46.1    |
| 9. タイ       | 0.00  | 0.25   | 36.86  | 0.29   | 37.4    |
| 10. 香港      | 2.12  | 5.71   | 8.80   | 11.96  | 28.6    |
| 11. イタリア    | 1.78  | 8.94   | 11.77  | 5.61   | 28.1    |
| 12. メキシコ    | n.a.  | n.a.   | 23.90  | n.a.   | 24.4    |
| 13. シンガポール  | 0.14  | 6.02   | 6.67   | 7.71   | 20.5    |
| 14. フランス    | 1.93  | 2.96   | 12.91  | 2.00   | 19.8    |
| 15. モーリシャス  | 0.00  | 0.00   | 12.42  | 7.21   | 19.6    |
| 16. アイルランド  | 0.00  | 0.00   | 16.56  | 0.01   | 16.6    |
| 17. オーストラリア | 0.24  | 7.76   | 2.96   | 3.16   | 14.1    |
| 18. ロシア     | 0.86  | 1.16   | 0.20   | 10.14  | 12.4    |
| 19. マレーシア   | 0.02  | 7.44   | 0.84   | 2.18   | 10.5    |
| 20. 中国      | 0.08  | n.a.   | 6.17   | n.a.   | n.a.    |
| 21. 韓国      | 0.62  | 3.94   | 2.93   | n.a.   | n.a.    |
| 22. N R I   | 1.97  | 43.91  | 104.33 | 24.83  | 175.0   |
| その他とも計      | 53.41 | 388.75 | 885.93 | 259.72 | 1,587.9 |

（出所）Secretariat for Industrial Approval(SIA), Min. of Industries, SIA News Letter, Aug., 1994ほか。

（注）\*は、1994年7月まで。

### 外資多数支配会社の著増

インド政府の91年7月の新産業政策とその後の諸措置を受けて、IBM、コカコーラなど多くの外資系企業がマジョリティー資本参加率で新規に進出を始めた。100%資本参加率で新規進出を許されたり、歓迎されたりするケースもかなり多くなった。たとえば、94年には、ユニ・レーバ、ハインツ（食品会社）、アメリカン・シナミッド（製薬会社）などの多国籍企業が100%出資で子会社の設立を許可された。ソニーもその対象となった（94年8月22日認可）。

91年8月～94年4月までに承認された計275件の直接投資案件は外資参加率が51%を越えたものであった。

また、既に進出をしていた外資系企業が外資参加率を引き上げるケースも続出した。そのようなものとして、91年8月から93年12月までの間に、計167件について政府の認可があった。（以下、*Company News & Notes*, Mar., 1994, pp. 59-63による）。当然その主なパターンは、従来の参加率の原則的上限の40%から51%へと引き上げるものである。たとえば米系企業コルゲート社(Colgate Palmolive India)、独系企業ヘキスト社(Colour Chem Ltd.)がそれである。

しかし、次のように、51%を大きく越えるケースも少なくない。

表3 資本参加率を51%超へ引き上げた外資系企業の例

| 親会社    | インド企業名             | 従来の資本参加率 | 新参加率 |
|--------|--------------------|----------|------|
| 米社ケロッグ | Kellogg India Ltd. | 51       | 100  |
| 米社ペプシコ | Pepsi Foods Ltd.   | 51       | 91   |
| 日本社富士通 | Fujitsu India Ltd. | 51       | 71   |
| 蘭社バーター | Bata India Ltd.    | 51       | 67   |
| 独社BASF | BASF India Ltd.    | 50       | 60   |

(出所) 筆者調べ

他の日系企業の事例としては次のものがある。このうちスズキは、51%へ出資率を引き上げることを政府に打診している。



表4 資本参加率を引き上げた日系企業の例

| 親会社           | インド企業名                  | 従来の資本参加率 | 新参加率 |
|---------------|-------------------------|----------|------|
| 本田技研          | Kinetic Honda Ltd.      | 29       | 51   |
| 日本電装          | SRF Nippondenso Ltd.    | 0        | 37   |
| スズキ自動車        | Maruti Udyog Ltd.       | 40       | 50   |
| アマジン          | Amajin Agro Exports.    | 0        | 58   |
| サンデン・インタナショナル | Sanden Vikas India Ltd. | 26       | 43   |

(出所) 筆者調べ

インドは、ルックイーストに転じつつある。日本企業が進出してくれることをいわば「恋い願っている」状況だ。だが、日本企業の出足はのろい。ちなみに、承認ベースでみて日本企業の対印直接投資額は92年に1億2200万ドルであったが、これには伊藤忠とリライアンス社の提携になる巨大規模の石油精製プロジェクトを含んでおり、このような巨大案件のなかった93年度には3500万ドルへと低下している。

しかし、94年8月に、ソニーの100%資本参加によるAV機器生産など一連の案件が政府から認可されている。ソニーの諸案件は必ずしも「高度優先産業」の部類ではないのに、100%資本参加の案件が認可されたことは、インド政府の並々ならない積極的な日本企業誘致の姿勢が示されている。こうした姿勢に応じて、最近松下電器産業も実質100%出資のMatsushita Panasonic India社を設立した。「アジア最後のフロンティア」をどの国の資本が抑えるか、今インドは世界の注目を浴びている。